

令和4年度「潮見小学校」経営方針

1 はじめに

＜子どもの可能性を高める潮小教育＞

令和元年度から3年度にかけて、当たり前のことを当たり前に行うことのできる学校となるよう改革を進めてきた。教職員と共に進めてきた改革の内容は、「潮小改革の軌跡」としてリーフレットにまとめ、その成果を校外に発信することができた。

令和元年度に制定した教育目標は確実に浸透し、教育目標の柱の一つを焦点化した重点教育目標は学年経営や学級経営の骨格として機能している。重点教育目標を年度のゴールとして見据え、教職員・保護者・児童がベクトルを揃えて取組を行う姿から、学校としての一体感を感じることができた。また、学習指導要領を踏まえた教育課程の編成・実施は当たり前のこととして行われ、令和3年度はさらに充実・発展した形で潮小教育が展開された。例えば、河川教育の実施、畑のボランティアによる学校園の充実、縦割り班による全校レクリエーション、児童会活動の活発化などは、本校の特色ある教育活動といえる。これらの特色ある教育活動により、学校生活に潤いを与え、学びに向かうための意欲や関心を高めることにつながったと総括できる。

令和4年度は、これまでの取組の成果を生かしながら、さらに子どもの可能性を高める「令和の潮小教育」を推進していかなければならない。そのために、「**地元・紋別を愛し、日本の未来を担う人材を育成する**」という理念を教職員が共有し、アイデアを出し合いながら新たな取組に挑戦していく気構えが必要である。潮小教育の質をこれまで以上に高め、発展させていくことが本校教職員の使命である。

＜「広義の学力」を向上するために＞

令和元年度の全国学力・学習状況調査（以下、全国調査という）では、本校の学力は極めて厳しい状況にあったが、令和3年度の全国調査では国語で全国平均を超え、算数は全道平均に近づいてきた。これは、主幹教諭を中心とした学力向上対策チームによる学力向上策の徹底や、学力の状況に応じて丁寧に指導してきた教員の取組の成果といえる。国語・算数の学習内容をしっかりと定着させ、中学校に進学させるという小学校教育の責務を果たしたといえる。

ただし、子どもの学力は、国語や算数の成績だけという狭い捉え方をしてはならない。全国調査の結果に一喜一憂するのではなく、全教科・領域での学びを充実させることが、子どもの学力をバランスよく育成することにつながる。生活・音楽・体育等の教科で自分の可能性を広げたり、総合的な学習の時間や特別活動（学校行事含む）で協働的に学ぶ楽しさを実感したりする学習活動を意図的・計画的に進めていく必要がある。

また、全教科・領域における子どもの学力を高めるために、GIGAスクール構想で導入されたタブレット端末を有効に活用することも重要である。そこで、令和4年度は、中教審答申*で示された「個別最適な学び」と「協働的な学び」を確実に実現していくこととする。「個別最適な学び」では、子ども一人一人の学習状況を把握し、子ども自らが主体的に学習を調整することができるよう促すことが求められる。「協働的な学び」では、探究的な学習や体験等を通じて子ども同士で協働しながら、学びを充実させていくことが求められる。

令和4年度は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進するため、教員研修をより一層充実させるとともに、カリキュラム・マネジメントによる教育活動の質の向上を進めていく。

*中教審答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（2020）

2 年度の重点教育目標

【教育目標】 高め合い 未来に向かう 潮見っ子

【3つの柱】 ○しっかり行う ○おおきな心 ◎みんなで学ぶ

令和4年度【重点教育目標】

聞いて 話して みとめ合い
「**みんなで 学ぼう！**」

(1) 「年度の重点教育目標」の考え方

令和2年度から「年度の重点教育目標」は、教育目標の「3つの柱」のいずれかを重点的に行うこととしており、令和4年度もその考え方を踏襲する。

令和4年度の重点教育目標を「聞いて 話して みとめ合い 『みんなで 学ぼう！』」に設定した理由は、学校生活の中心である授業において、自分の考えを伝え、友達の考えを知り、新たな気付きや発見をしながら学ぶことの楽しさを味わっていくことを期待したものである。

ラーニング・ピラミッドの研究からも、教師の一方的な説明だけでは教育効果は低いことが明らかになっている。(講義型の授業：学習定着率5%) 一方、グループでの学習や他者に伝え合う学習を意図的に取り入れることにより、教育効果は大きく上昇する。(グループ討論：50%、他の人に教える：90%) しかしながら、ペア学習や小グループでの学習は、教師が計画的に指導しなければ、いわゆる「息抜きの時間」となってしまい期待した効果は得られない。そのため、どのように学び合いの学習を進めるべきかを研究し、「協働的な学び」に関する本校独自のスタイルを確立していく。

また、子どもの学習内容の定着や学びに向かう意欲については大きな差が見られる。子ども一人一人の学習状況を把握し、個に応じた指導を適切に行う必要がある。これには、タブレット端末の活用が効果的であることから、ICTの効果的な活用についても研究を進めていかなければならない。さらに、図書館司書と連携した学校図書館の活用や河川教育・学校園等の体験活動を通して、学びに向かう意欲を高めていくことも大切である。これらの取組が「個別最適な学び」となることを期待している。

令和4年度は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進を加速するための年度とするため、「みんなで 学ぶ」ことを全教職員が意識して取組を進めていくこととする。

(2) 「年度の重点教育目標」の周知

令和4年度の重点教育目標についても、学校だよりや学校ホームページで周知するとともに、校内に掲示し、教職員と児童が意識して学校生活を送ることができるようにする。

3 学校経営の具体

【柱1】しっかり行う

- (1) やるべきことをしっかり行う学校ー「生徒指導の充実と児童理解」ー
 - 学校生活のきまりの定着（潮見っ子のやくそく）
 - いじめ・不登校への適切な対応（家庭・関係機関との連携）
 - hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）による児童理解（信頼関係の構築）

- (2) みんなが心地よい学校ー「環境整備・ICT活用」ー
 - 落ち着いた環境での学び（きれいな教室・廊下、大切に使用する机・椅子）
 - 学年の壁を越えた活動の推進（たて割り掃除、たて割り遊び、児童会活動 等）
 - ICT機器（タブレット、実物投影機等）の効果的な活用

- (3) 社会に開かれ地域と共に歩む学校ー「家庭・地域との連携」
 - 地域を題材とした総合的な学習の時間
 - 学校運営協議会を要とした学校経営
 - 地域の教育資源や人材を活用した教育活動（特色ある教育）

【柱2】おおきな心

- (1) おおきな心を育てる学校ー「道徳教育の充実」ー
 - 道徳科を要とした全教育活動による道徳教育（各教科・行事での道徳教育）
 - 道徳科の特質を生かした授業（心を揺さぶる発問、道徳ノート 拡大ローテーション道徳）
 - 児童理解を深める教育相談（教育相談に関する研修・実践）

- (2) おおきな心を実践する学校ー「道徳的实践の場」ー
 - 子どものよさを見取り、励ます校内体制
 - 道徳科・特別活動・総合的な学習の時間の関連を図った教育活動
 - 自然から学び、深める教育（河川・流氷に関する学習）

- (3) おおきな心で活躍する学校ー「共生社会の形成」ー
 - 児童一人一人の教育的ニーズを把握した適切な指導・必要な支援
 - 特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の充実
 - 障害の有無や個々の違いを認識し、生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎づくり

【柱3】みんなで学ぶ

- (1) 子どもの可能性を引き出す学校ー「個別最適な学び・協働的な学び」ー
- 一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会の提供（タブレット端末の活用）
 - 自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験や体験活動（河川教育・学校園）
 - 他者と協働しながら学び合う学習スタイルの確立（聞き合う・話し合う・認め合う）
- (2) 学びを深めることのできる学校ー「主体的な学びを支援する授業づくり」ー
- 子どもの主体的な学びを支援する授業づくり
 - ICTや先端技術を活用して子どもの資質・能力を育成する授業づくり
 - 教師の専門性を生かした授業づくり（チェンジ型教科担任制・専科教員）
- (3) 研修成果を実践に生かす学校ー「理論と実践の融合」ー
- 指導スキル向上型の校内研修による授業力の向上（実効性のある研修計画）
 - 若手教員育成のシステム化（月1回以上のミニ研修）
 - 研修会の複線化（公開研究会・道徳スキルUP研修・児童理解に関する研修 等）

4 学校組織の在り方

(1) 校務分掌組織

- ・校務分掌組織は、別表（校務分掌組織）の通りとする。
- ・校務分掌及び学級担任・担外（教科担任等）は、教職員の意見聴取を経た後、教師個々の個性や経験、適性等を考慮し、校長が命課する。
- ・校務分掌の分掌部長は、校長が任命する。分掌副部長は、分掌部長が指名する。
- ・校務分掌の業務は、学校経営の方針・具体策を踏まえ、分掌部長を中心に具体的な実施計画を立てる。その際、教頭及び主幹教諭との連絡・調整を行うとともに、校務分掌間の連携を図ること。
- ・提案・報告の文書は記載内容の精査を校務分掌内で適切に行い、提出期限を厳守する。
- ・公文書、公簿、諸帳簿、備品等の管理は適正に行う。
- ・教材費や部活動費などの金銭の管理は適正に行い、年2回、管理職が監査を行う。
- ・リスク・マネジメントにより予測される危機への対処方法を検討するとともに、危機発生時にはクライシス・マネジメントにより危機を最小限に抑える。

(2) 校務運営会議

- ・校務運営会議は、管理職・主幹教諭・分掌部長で構成し、校長が主宰する。分掌部長が選定した教職員（副部長等）の出席も可能とする。
- ・校務運営会議は分掌からの提案を協議し、校長が決定する。
- ・校務運営会議は、職員会議の前に開催することを基本とし、必要に応じて臨時に開催する。
- ・議題の整理や司会は、教頭（又は主幹教諭）が行う。
- ・会議では、校務分掌ごとの提案・課題を協議するとともに、校務分掌間での連絡・調整を行う。
- ・教頭（又は主幹教諭）は、協議した議題について、①校務分掌ごとに周知するもの、②職員打合せで全教職員に周知するもの、③職員会議の議題とするもの、に分類する。

(3) 職員会議

- ・職員会議は校長の補助機関として全教職員で構成し、校長が主宰する。
- ・職員会議は必要に応じて開催する。
- ・議題の整理は教頭が行い、司会は校長が指名する。
- ・提出議題は校務運営会議で協議したものとするが、緊急に協議すべき議題がある場合はその限りではない。その際、分掌部長を通して教頭（又は主幹教諭）の承認を得ること。

(4) 分掌部会・特別委員会

- ・分掌部会は分掌部長が招集し、必要に応じて開催する。
- ・特別委員会は次の委員会を設けるが、校長の判断により、必要な委員会を追加する。
 - ①教育課程検討委員会 ②学校評価委員会 ③学校保健委員会
 - ④校内特別支援委員会 ⑤学力向上対策チーム
- ・特別委員会は、その機能に応じて校長が構成メンバーを決定し、教頭（又は主幹教諭）の判断で必要に応じて開催する。

(5) 学年代表者会議

- ・学年代表者会議は、教頭・主幹教諭・学年代表・特別支援学級・通級指導教室の代表で構成し、校長が主宰する。代表が出席できない場合は、当該組織から1名出席する。
- ・学年代表者会議は、校務運営及び教育活動に関する調整機関とする。
- ・学年代表者会議は必要に応じて開催する。
- ・議題の整理は教頭が行い、司会は主幹教諭が行う。